

令和5年度

新十津川町産後ケア事業のご案内

出産後、お母さんが少しでも安心して子育てができるよう、砂川市立病院で産後の体調管理と育児をサポートする「産後ケア事業」を実施しています。自宅に帰っても手伝ってくれる人がいなくて不安、体調がすぐれず休息したい、授乳が上手くいかないなど、一人で悩まずにお気軽にご相談ください。

利用できる方

新十津川町に住民票がある出産後1年未満の母子で、産後ケアを必要とする方

- ・家族などから育児等の援助が受けられない方
- ・産後の体調または育児に不安がある方
- ・授乳に関する相談がある方

※母子ともに医療行為を必要とする方や感染症がある方は利用できません。



場所

砂川市立病院

サービスの種類

種類	宿泊型 A	宿泊型 B	通所型
対象者	出産後退院するにはまだ育児不安がある、授乳をもう少し練習してから自宅に戻りたいなど、出産を伴う入院から継続して利用したい方	生後4か月までの母子で、産後の慣れない育児や、休息が取れないなど、心身の休息が必要な方	乳腺炎等の医療的処置のない母乳ケアや、卒乳などのために乳房ケアが必要な方
利用期間	1泊2日から4泊5日まで 連泊可	1泊2日 ※上の子の宿泊は不可	出産後1年未満
利用時間	原則、午前10時～翌午前10時		平日9時～15時
内容	育児相談、授乳指導、乳房ケア、赤ちゃんの沐浴、母のマッサージなど		乳房ケア、育児相談、母の心理的ケア
利用料金	1泊当たり1,000円 ※1泊増えるごとに1,000円追加	1泊当たり1,000円 ※PCR検査代は別途自己負担がかかります。詳細は病院にご確認ください。	1回500円
	生活保護世帯は無料		
利用上限	1泊を1回としてAとBを合わせて7回まで		2回まで

利用の流れ

①相談・申込み

妊娠中期相談（妊娠7か月頃）時、産後ケア事業利用申請書をお渡しします。希望者は、申請書に必要事項を記載の上、保健福祉課健康推進グループに提出してください。

なお、宿泊型Bを利用する場合は、利用を希望する2週間前までに病院の予約が必要なため、3週間前頃までに提出してください。



②利用決定

産後ケア事業利用決定通知書を交付します。



③利用の予約

ご自身で砂川市立病院3階西病棟（Tel0125-54-2131）に連絡をし、利用日の予約を行います。宿泊型Bを利用する方は、平日13時以降に連絡してください。



④利用日の報告

利用日の予約後、保健福祉課健康推進グループに利用日をお知らせください。



⑤利用票の送付

産後ケア事業利用票を交付します。



⑥産後ケアの利用

利用日当日、病院に産後ケア事業利用票を提出します。料金は直接病院にお支払いください。

持ち物

宿泊型B：産後ケア事業利用票、産後ケア事業利用決定通知書、母子健康手帳、診察券、健康保険証、洗面用具（タオル類）、下着（必要時母乳パットやナプキン）、箸、コップ、赤ちゃんのおしり拭き、普段使用している哺乳瓶（ミルクは病院で用意します）、お気に入りのおもちゃ

☆お母さんのパジャマは病院で用意します。

☆1か月以上の赤ちゃんはベビー服、おむつをお持ちください。

通所型：産後ケア事業利用票、産後ケア事業利用決定通知書、母子健康手帳、診察券、健康保険証、汚れてもよいフェイスタオル3枚

その他

里帰りにより砂川市立病院以外での利用を希望する方は個別にご相談下さい。

申込・問合せ

総合健康福祉センターゆめりあ 保健福祉課健康推進グループ

平日8時45分～17時30分（※祝日、年末年始を除く）

☎0125-72-2000